

少子化対策・女性の活躍促進特別委員長報告

少子化対策・女性の活躍促進特別委員会における、これまでの調査並びに審査の経過についてご報告申し上げます。

委員会設置以来、少子化対策、女性の活躍促進、働き方改革、健康づくり及びがん対策について、県内の実情を含め、各般にわたり調査並びに審査を行つてまいりました。

まず、初度委員会においては、主要施策の概要について説明を受けました。また、性暴力被害者サポートセンターの運営などについての質疑があり、児童虐待案件にかかる児童相談所と警察との適切な情報共有についての意見がありました。

次に、九月定例会においては、新型コロナウイルス感染症の影響による保育所等の休園状況や休園中の職員給与、保育士等のワクチン接種状況、ヤングケアラーの実態調査などについて質疑が行われ、介護の問題について、ヤングケアラーの状況を通して新たなアプローチの手法を検討するべき等の意見がありました。

次に、十一月定例会においては、（仮称）奈良つ子はぐくみ条例の制定や第二次奈良県子どもの貧困対策及び第四次ひとり親家庭等自立促進計画の策定、（仮称）奈良つ子はぐくみ基本方針の策定について報告を受けました。また、特別な支援を要する子どもへの対応や（仮称）奈良つ子はぐくみ条例の内容、高校におけるパソコンの自費負担などについて質疑があり、困難を抱える子どもに対応した保育士加配に対する支援制度の改善を国へ求めることがや保育士や保護者の相談支援等を検討すべき等の意見がありました。

次に、二月定例会においては、第二次子どもの貧困対策及び第四次ひ

とり親家庭等自立促進計画の策定や奈良っ子はぐくみ基本方針の策定について報告を受けました。また、保育士等の処遇改善について質疑があり、県内全市町村において保育士等の処遇改善が進むよう県からの支援や国への要望に対する意見があるなど、各般にわたり活発な議論が交わされました。

以上のような経緯を踏まえ、以下、三点について、さらに要望するものであります。

一 ヤングケアラーへの対応について、ヤングケアラーの早期発見と現状の把握に努めるとともに、関係機関との迅速な連携による継続的な支援ができるよう、一層体制を強化されること。

一 性暴力に対する支援について、性暴力被害者サポートセンターにおける休日夜間の対応など、運営体制の強化に努められたいこと。

一 保育施設における、新型コロナウイルス感染症対策の負担軽減や、特別な支援や配慮が必要な子どもへの対応の充実を図るため、保育士の加配等の必要性について実態を把握し、国へ制度の改善を求められたいこと。

なお、今後も、当委員会においては、所管事項について、引き続き慎重に審議を行つてまいりたいと考えております。

以上、中間報告いたします。